

上下水道局所管工事の情報共有システム活用試行要綱（建築・設備工事）

（趣旨）

第1条 名古屋市上下水道局の所管する建築工事、建築電気設備工事、建築機械設備工事、電気設備工事及び機械設備工事（以下「建築・設備工事」という。）において、情報通信技術を活用し、受発注者間のコミュニケーション円滑化、工事書類の処理の迅速化、監督業務の効率化等を実現することを目的とし、情報共有システムの活用を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）L G W A N 地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークをいう。
- （2）L G W A N - A S P方式 情報共有システム提供者（以下「システム提供者」という。）が情報共有システムの機能をL G W A N経由で提供する方式をいう。
- （3）情報共有システム 公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって、工事施工中の受発注者双方の業務効率化を実現するシステム（L G W A N - A S P方式によるものに限る。）をいう。
- （4）工事帳票 施工計画書、工事打合せ簿、材料確認願、品質管理資料、出来形管理資料の他、定型様式の資料及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定形の資料をいう。
- （5）工事書類 工事帳票、工事写真帳及び工事完成図をいう。

（対象工事）

第3条 情報共有システムを活用する工事は、発注者が特記仕様書により情報共有システムの活用試行について明示した工事（以下「対象工事」という。）とする。ただし、契約後やむを得ない理由があると認められる場合は、受発注者間の協議により、対象外とすることができる。

（事前協議）

第4条 情報共有システムの活用にあたっては、受発注者間で共有する工事書

類や電子納品対象書類等の事前協議を行い決定するものとする。

- 2 受注者は、前項の事前協議を行う際、「電子納品に関する運用基準（建築・設備工事編）」付属資料1 事前協議チェックシートを監督員に提出し、承諾を得るものとする。

（情報共有システムで共有する工事書類及びファイル形式）

第5条 情報共有システムで共有する工事書類のファイル形式は、原則、「電子納品に関する運用基準（建築・設備工事編）」によるものとする。

- 2 情報共有システムを利用した工事打合せ簿及び工事打合せ簿一覧表は、様式の体裁や受発注者を指す単語など工事共通仕様書（施設総則編）の様式と異なる場合でも同一の書類とみなす。
- 3 工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の取り扱いとする。

（電子成果物の納品）

第6条 受注者は、情報共有システムで共有した工事書類を、原則、「電子納品に関する運用基準（建築・設備工事編）」に基づき監督員へ提出するものとする。

（情報共有システムの選定）

第7条 受注者は、情報共有システムの利用にあたって、次に掲げる条件を満たす情報共有システムを選定し、監督員の承諾を得るものとする。

- （1）情報共有システムが、国土交通省の定める最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版 営繕工事編」に準拠する形で作成されていること。なお、情報共有システム毎の機能要件対応状況は国土交通省 官庁営繕HP「情報共有システム提供者機能要件営繕工事編 対応状況一覧表」を参照すること。
- （2）情報共有システムが、コミュニケーションツール（掲示板機能及びスケジュール管理機能）及び工事書類の授受に関する機能（発議書類作成機能、ワークフロー機能及び書類管理機能）を有すること。
- （3）情報共有システムにて共有する情報（バックアップデータ含む）の所在地を日本国内に限定できること。
- （4）情報共有システムの提供事業の地域が特定でき、準拠法及び裁判管轄を日本国内に指定できること。

(情報共有システム利用者)

第8条 情報共有システムには次に掲げる者を利用者として登録する。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任(監理)技術者
- (3) 総括監督員
- (4) 主任監督員
- (5) 担当監督員

2 受発注者間の協議により、前項に掲げる者以外の者を登録することができる。

(費用)

第9条 システム提供者との契約は受注者が行う。

- 2 建築工事、建築電気設備工事及び建築機械設備工事における情報共有システムの利用に係る費用は、設計積算における共通仮設費に計上する。ただし、工期変更等により利用期間が変更になった場合、最終の契約変更確定時に、設計変更を行うものとする。
- 3 電気設備工事及び機械設備工事における情報共有システムの利用に係る費用は、設計積算における共通仮設費率に含むものとする。

(検査)

第10条 対象工事における検査は、「電子納品に関する運用基準(建築・設備工事編)」に基づき行うものとする。

(工事成績評定)

第11条 工事成績評定において、情報共有システム活用の取組状況に応じて評価する。評価基準は、考査項目別運用表に定めるものとする。

(効果の検証)

第12条 受注者は、発注者から情報共有システムの活用の取り組みを通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査等の依頼があった場合には、対応するものとする。

(その他)

第13条 本要綱によりがたい場合や本要綱に記載の無い事項については、監督員と受注者で協議のうえ決定するものとする。

附 則

本要綱は、令和6年11月1日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる建築・設備工事に適用する。